○農林水産省告示第千五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県日田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

日田市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県豊後大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、豊後大野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県中津市・宇佐市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

中津市（次の図に示す部分に限る。）、宇佐市

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○特許庁告示第十六号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月十八日

特許庁長官　岩井　良行

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第二十七号	平成二十三年八月十日	株式会社パソナグループ 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役　南部　靖之	三十七　先行技術調査（映像機器）	株式会社パソナグループ 大阪本部 大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号 東京分室 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

○防衛省告示第二百二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年八月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の㋐から㋕までの六点を順次結んだ線及び㋐の点と㋕の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

㋐　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

㋑　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

㋒　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

㋓　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

㋔　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

㋕　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年八月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の㋐から㋕までの六点を順次結んだ線及び㋐の点と㋕の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

㋐　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

㋑　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

㋒　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

㋓　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

㋔　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

㋕　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。